

令和9年度から研修を開始する研修医の  
募集定員の算定に関する考え方（案）

香 川 県

## 1. 募集定員について

県から各病院に情報提供する各病院の募集定員（案）は、以下の(1)～(5)までの手順により算出した値とする。

- (1) 各病院の募集定員は、過去2年間（R6～R7）の研修医の受入実績（他病院で中断をした再開者の受入実績も含む）及びマッチングの実績（R8）の最大値（小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算分の受入実績を除く）+医師派遣加算を基本定員（=A）とする。

（医師派遣加算）

- ① (1)において加算する数値については、R7年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。
- ② ①にいう「医師派遣等」とは、ア～オのすべてを満たす場合とする。
- ア 以下の(a)から(c)までに掲げる場合のいずれかに当てはまること。
- (a) 病院が、当該病院に勤務する医師を、出向などにより、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
- (b) 病院が、当該病院に勤務経験のある医師を、当該病院以外の受入病院との主たる調整役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
- (c) 病院が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合
- イ 対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること。
- ウ 受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること。
- エ 各都道府県に設置されている地域医療対策協議会や関係する地方公共団体などの意向を踏まえた医師派遣等であること。
- オ 開設者が同一の病院間において行われている医師派遣等や、受入病院との相互の交流として行われている医師派遣等ではないこと。

※ 指定から3年間（医師少数区域以外は2年間）経過していない病院は実績0人であってもAを2人とする。

※ 医師少数区域でない病院は、R3年度実績があっても、直近2年間の実績が0人の場合は、Aを0人とする。

- (2) 各病院のAの値の各都道府県合計（=A'）が、厚生労働大臣が設定する「都道府県の募集定員の上限」（=B）を超える場合は、Aの値を調整する。（=A×B/A'）
- (3) 病院が希望する募集定員（=C）が(2)まで計算した値を下回る場合はCの値とする。

(4) 小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算は、(3)まで計算した値が20人以上の場合に4人分を加算する。

ただし、(2)により調整した値が16人以上となる病院で、特例加算を希望する場合は4人分を加算する。

※ 都道府県の募集定員調整の結果、定員が20人以上（(2)の調整を行った病院で、特例加算を希望する場合は定員が16人以上）となった場合も含む。

(5) (1)～(4)までの手順で算出した値について、以下の定員調整等を行う。

- ① 値が1人の場合、募集定員の下限を2人にするための調整（1人→2人）を行う。
- ② 医師少数区域の病院で、基幹型臨床研修病院の指定基準を満たし、かつ、協力型臨床研修病院として2年間研修を行ったことに相当する実績がある場合、値が0人であっても募集定員を2人とする。
- ③ 研修体制に不適切な事例（アルバイト診療等）があった場合は、募集定員の減員を行う。

## 2. 募集定員の調整（調整のルール）

(1) 各病院の募集定員の調整

厚生労働大臣が設定する「都道府県の募集定員の上限」の範囲内で、1により算出した各病院の募集定員（案）に追加で配分することができる。

(2) (1)の調整にあたっての注意事項は以下のとおり。

- ① 県が追加で配分する定員は、県と受入病院の同意があればよい。（県内の全ての臨床研修病院の同意は必要なし。）
- ② 県が、ある病院の定員を減らし、他の病院に配分する場合は、減らす病院と増やす病院の同意が必要（県内の全ての臨床研修病院の同意は必要なし。）
- ③ 1(5)①・②の調整により2人となっている病院に追加で定員を配分する場合は、当該調整はなかったものとする。
- ④ 研修体制に不適切な事例（研修プログラムに定められていない病院等で研修医が診療を行った場合など）があり、募集定員を減員された病院に追加で定員を配分する場合は、減員の趣旨を踏まえ、適切に勘案する。
- ⑤ 県による調整の結果、ある病院の募集定員を20人以上（ $A \times B/A'$  調整を行う病院で、特例加算を希望する場合は定員が16人以上）とした場合、別途4人の産科・小児科プログラムの特例加算が追加される。（調整後20人未満とした場合は、特例加算は適用されないものとする。ただし、 $A \times B/A'$  調整を行う病院にあって16人以上の場合は希望により特例加算を適用。）
- ⑥ 募集定員が0人の病院に、定員を配分する際は、最低2人の定員配分を行う。
- ⑦ 募集定員の調整にあたっては、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえて決定する。